

和気町公示第 11 号

令和 8 年度 納税通知書等の公示送達について（5 月・6 月・8 月送付分）

地方税法第 20 条の 2 第 1 項及び和気町税条例第 18 条の規定により、別紙の者に係る令和 8 年度 納税通知書等を公示送達する。

なお、当該納税通知書等は、総務部税務課に保管し、当該者の申し出により交付する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

和気町長 太田 啓補